

議案第十号

港区立障害保健福祉センター条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 港区長 清家愛

港区立障害保健福祉センター条例の一部を改正する条例

港区立障害保健福祉センター条例（平成九年港区条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

港区立障害保健福祉センター分館	東京都港区芝四丁目十八番七号
-----------------	----------------

第三条各号列記以外の部分中「センター」の下に「（港区立障害保健福祉センター分館（以下「分館」という。）を除く。）」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条に次の一項を加える。

2 分館は、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。
一 前項第一号及び第五号に掲げる事業

二 発達障害者支援法（平成十六年法律第二百六十七号）第十一條に規定する社会生活への適応のために必要な訓練（以下「発達障害者生活訓練」という。）

三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

第四条中「に置く施設は、次のとおりとする」を「（分館を除く。）に、次の施設を置く」に改める。

第七条第一項第四号中「該当する」の下に「十八歳以上の」を加え、同号イ中「身体障害者であつて、」を削り、「もの」を「者」に改め、同号ロ中「第十八条第一項」の下に「及び知的障害者福祉法第十五条の四」を加え、「受けた身体障害者」を「受けた者」に改める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第七条第一項第四号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

（説 明）

障害保健福祉センター分館を新たに設置するほか、自立訓練の利用対象者の範囲を拡大するため、本案を提出いたします。